運輸省告示第五十五号
国土交通省告示第七十五号　●平成二年十一月二十二日
（平成二年十一月二十一日　●運輸省・建設省令第二十六号）
国土交通省告示第四十九号　●平成二年十一月二十一日公布
（平成二年十一月二十一日　●運輸省・建設省令第二十六号）
国土交通省告示第七百十一号　●平成二年十一月二十一日公布
（平成二年十一月四日　●運輸省・建設省令第二十六号）

標準貨物自動車運送約款

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送契約等
　第一節　通則（第三条―第六条）
　第二節　引受け（第七条―第十六条）
　第三節　運賃、料金等の収受（第十七条―第二十六条）
　第四節　貨物の受取又は引渡し（第二十七条―第三十一条）
　第五節　指図（第三十二条―第三十四条）
　第六節　事故（第三十五条―第三十八条）
第三章　雑則（第三十九条・第四十条）
第四章　附帯業務（第四十一条・第四十二条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、●貨物自動車運送事業を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の運送する●貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この約款によります。

2　この約款に定めのない事項については、法令又は●一般の慣習によります。

3　前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込をもって、この約款と異なる定めをすることがあります。

第二章　運送契約等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時をその受付の際、店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の引受け）

第四条　当店は、運送の申込を受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、●●又は●●を運送する場合その他当該事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を含算した期間とします。

一　●●運送期間　●●貨物を受け取った日を含む日

二　●●運送期間　●●運賃及び料金の計算の基礎となる●●距離●百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　●●配達期間　●●運賃及び料金の●●後●●日

2　前項の規定にかかわらず、●●貨物の引渡しがあったときは、これをもって●●とします。

第三節　引受け

（貨物の種類及び性質の通知）

第六条　当店は、●●貨物の運送の申込があったときは、その貨物の種類及び性質を明示するよう●●を申し込者に求めることがあります。

2　●●運送は、前項の●●において●●貨物の種類及び性質を●●申し込者が当たったことに従い●●貨物の同意を得て、その全部の上又は●●の一部を●●することがあります。

3　あるときは、申込者の同意を得て、その全部の上又は●●の一部を●●することがあります。

4　当店は、前項の規定により●●をした場合において、●●貨物の種類及び性質が申込者の●●告知と異なるときは、●●に従い●●をすることがあります。

5　当店は、前項の規定により●●をしたときは、●●に従い●●をすることがあります。

（引渡場所）

第七条　当店は、次の各号の●●に該当するときは、●●の引渡しをしないことがあります。

一　●●●